

## 1. 公営ガス事業民営化手法別比較

### (1) 民営化手法の種類

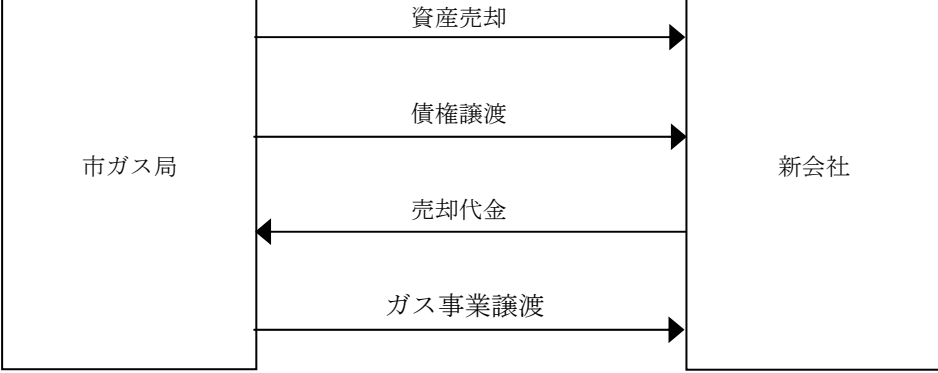
民営化の手法について次の6つの経営形態ごとに「概要・イメージ・手法・特徴・課題」という形で比較を行った。

- A. 事業譲渡（既存都市ガス会社）
- B. 事業譲渡（新設都市ガス会社）
- C. 株式会社化
- D. フランチャイズ方式
- E. 地方独立行政法人（公営企業型）制度 ～非公務員型～
- F. 業務運営委託方式

### (2) 各民営化手法別の施設所有、運営の分類、行政関与の度合

民営化手法	施設所有	運営	行政関与の度合
事業譲渡（既存会社）	民	民	弱い  強い
事業譲渡（新設会社）	民	民	
株式会社化	民	民	
フランチャイズ	公	民	
地方独立行政法人	公	民	
業務運営委託	公・民	公・民	

経営形態	A 事業譲渡（既存都市ガス会社）
概要	都市ガス事業を公募・選考した既存の都市ガス会社または都市ガス経営の能力を有する会社に譲渡する。
イメージ	<pre> graph LR     A[市ガス局] -- 資産売却 --&gt; B[既存都市ガス会社]     A -- 債権譲渡 --&gt; B     B -- 売却代金 --&gt; A     A -- ガス事業譲渡 --&gt; B </pre>
手法	<p>①譲渡先を公募し、入札またはプロポーザル方式により受け皿会社を決定する。</p> <p>②公募に応じる資格のある会社は、既存の都市ガス会社に限る。</p>
特徴	<p>①既存の都市ガス会社が承継するため経営面・保安面で安心感、安定感がある。</p> <p>②民間事業者の創意工夫により、住民への新たなサービス提供、サービス向上が期待できる。</p> <p>③都市ガス事業の経験があり、事業実施意思が強い企業に事業を移行できる。</p> <p>④入札により売却を行えば競争が発生し、評価額以上の価格で落札される可能性がある。</p> <p>⑤売却代が一度に入る。</p> <p>⑥売却代が地方債残高以上であれば繰上償還の費用に充当できる。</p> <p>⑦ガス事業で保有している現金預金も市の財源として使用できる。</p> <p>⑧固定資産税、都市計画税、法人住民税等の税收、道路占用料の収入がある。</p> <p>⑨新たな雇用創出が期待できる。</p>
課題	<p>①引受事業者がない可能性がある。</p> <p>②市が実施していたサービスが円滑に引き継がれない可能性がある。</p> <p>③事業者側の希望する購入額が必ずしも評価額を上回るとは限らず、売却損が発生する可能性もある。</p> <p>④現職員の取扱い。</p> <p>⑤工事店、検針者等には継続して取引（契約）ができない不安がある。</p> <p>⑥地元 LPG 業者には LPG 需要家を侵食されるとの不安感がある。</p>

経営形態	B 事業譲渡（新設都市ガス会社）
概要	都市ガス事業を民間事業者で設立した都市ガス会社（本社を市内に置くことが前提）に譲渡する。
イメージ	 <pre> graph LR     A[市ガス局] -- 資産売却 --&gt; B[新会社]     A -- 債権譲渡 --&gt; B     B -- 売却代金 --&gt; A     A -- ガス事業譲渡 --&gt; B </pre>
手法	<p>①基本は公募とし、入札またはプロポーザル方式等で選考するものとする。</p> <p>②都市ガス事業経営のできる能力を有していることは基本的条件となる。</p> <p>③本社は市内に置くことを条件とする。</p> <p>④新会社の資本構成の一定比率を、市内の法人または個人並びに金融機関とする条件を付することもできる。</p>
特徴	<p>①民間事業者の創意工夫により、住民への新たなサービス提供、サービス向上が期待できる。</p> <p>②入札により競争が発生し、評価額以上の価格で落札される可能性がある。</p> <p>③売却代が一度に入る。</p> <p>④ガス事業で保有している現金預金も市の財源として使用できる。</p> <p>⑤固定資産税、都市計画税、法人住民税等の税收、道路占用料の収入がある。</p> <p>⑥新たな雇用創出が期待できる。</p> <p>⑦新設会社は市に本店を置くことを条件とすれば、新たな地元企業が創設される。</p> <p>⑧市は受け皿会社に出資が可能。</p> <p>⑨長野県と同様に市が受け皿会社に出資を行えば、3年間に限り職員の派遣が可能である。</p>
課題	<p>①受け皿会社をグループで作った場合、核となる出資者（リーダー）がいなければ受け皿会社が機能しない可能性がある。</p> <p>②買収資金の調達にあたりグループ内に資金調達できる企業が必要。</p> <p>③事業者側の希望する買収額が必ずしも評価額を上回るとは限らず、売却損が発生する可能性もある。</p> <p>④現職員の取扱い。</p> <p>⑤工事店、検針者等には継続して取引（契約）ができない不安がある。</p> <p>⑥地元LPG業者にはLPG需要家を侵食されるとの不安感がある。</p> <p>⑦入札を行わずに随意契約で譲渡すれば競争原理が働かず、売却価格が低くなる可能性がある。</p>

経営形態	C 株式会社化方式
概要	市が現物出資という形で新たに株式会社を設立し、当該会社が事業を承継する方式。
イメージ	
手法	<p>①事業の受け皿となる株式会社を市が設立し既存事業を移行する。</p> <p>②市に債務を残しつつ、健全な事業部分のみを新会社に移行する。</p> <p>③市が得た株式は民間に売却することを前提とする。</p>
特徴	<p>①現職員が移行した場合には、既存事業の技術が継承される。</p> <p>②市が全株式を取得するため、将来、株式上場が実現したときに、株式売却による財産収入が期待できる。</p> <p>③固定資産税、都市計画税、法人住民税等の税收、道路占用料の収入がある。</p> <p>④新たな雇用創出が期待できる。</p> <p>⑤市が、現物出資以外の出資を行う場合は、財源として地方債を活用しうる。</p>
課題	<p>①地方債の繰上償還費用の財源措置が必要である。</p> <p>②新会社への無償譲渡となるため売却代が入らない。</p> <p>③原則的に、新会社への移行に当たっては、現職員は退職することになるため、新会社への移行を希望する職員をどれだけ確保できるか不透明である。</p> <p>④新会社に対して市が出資することになるため、新会社に対して職員を派遣することが可能であるが、3年以内の退職派遣に限られる。</p> <p>⑤新会社への移行を希望しない職員については、市の他所属で受け入れる必要がある。</p> <p>⑥仮に新会社が倒産した場合、市が債務保証していれば負債の返済義務が生じる。</p> <p>⑦NTTとJRなどの事例がこれまでであるが、それぞれ民営化するための根拠として「日本電信電話株式会社等に関する法律」、「日本国有鉄道改革法」を制定している。このような事例からするとガス事業自体を株式会社化できるか検討が必要である。</p> <p>⑧第三セクターとなる場合、市と民間出資者との間の経営責任の所在。</p>

経営形態	D フランチャイズ方式
概要	<p>あらかじめ期間を定めて、ガス事業の営業権（フランチャイズ）を、競争入札を通じて民間企業に付与する。</p> <p>市はガス事業法上のガス事業者ではなくなる。</p>
イメージ	
手法	<p>①基本は公募とし、入札またはプロポーザル方式等で選考するものとする。</p> <p>②都市ガス事業経営のできる能力を有していることは基本的条件となる。</p> <p>③本社は市内に置くことを条件とする。</p>
特徴	<p>①インフラ整備は市が責任を持つため、民間事業者は安心してサービス事業に参加できる。</p> <p>②民間事業者の創意工夫により、住民への新たなサービス提供、サービス向上が期待できる。</p> <p>③民間事業者による弾力的な経営展開が期待できる。</p>
課題	<p>①地方債の繰上償還費用の財源措置が必要である。</p> <p>②事業譲渡の場合と比較して、メリットが少ない（インフラ部分（ガス供給施設等）を市が所有する意義が乏しい）。</p> <p>③設備投資は市が受け持つが、そのための資金として地方債の利用ができない。</p> <p>④インフラ整備（新規導管布設等）について民間事業者との調整が困難となる恐れがある。</p> <p>⑤インフラ整備を担当する組織、特別会計が必要になる。</p> <p>⑥民間事業者が倒産したときのリスクは市が負担しなければならない。</p> <p>⑦設備事故等の場合の責任の所在が複雑（あいまい）になる。</p>

経営形態	E 地方独立行政法人（公営企業型）制度 ～非公務員型～
概要	新たに地方独立行政法人（公営企業型）を設立し、当該法人が事業を承継する方式。
イメージ	
手法	<p>①新たにガス事業を運営するための法人（地方独立行政法人）を設立する。</p> <p>②事業運営のため職員は新法人へ移行する。</p>
特徴	<p>①現職員が移行した場合には、既存事業の技術が承継される。</p> <p>②中期の経営目標の作成が義務付けられており、計画的な経営ができる。</p> <p>③中期目標の作成にあたっては議会の議決が必要なため、議会を通じた経営管理が行われる。</p> <p>④業務に対するインセンティブを付与した給与体系が可能。</p> <p>⑤新たな雇用創出が期待できる。</p>
課題	<p>①新法人への無償譲渡となるため売却代が入らない。</p> <p>②固定資産税、都市計画税、法人住民税等の税金、道路占用料が入らない。</p> <p>③中期目標の作成が義務化され、議会の議決が必要なため経営の自由度が低くなる可能性がある。</p> <p>④市の人事体系（市長部局採用）からみて職員の新法人への移行をどうするのか。</p> <p>⑤④と同じ理由により職員の身分の決定（公務員型・非公務員型）ができるか。</p> <p>⑥料金に関する事項について中期計画で定めるため機動的な運用ができるかどうか不明確。</p> <p>⑦起債・長期借入金は法的にできない（市からの長期借入金は可能）。</p> <p>⑧設備投資資金を市からの長期借入金で充当すれば、経営面で市の関与が大きくなり経営の自由度が低くなる可能性がある（民間事業者並みの経営が出来なくなる可能性がある）。また市は長期借入金の資金手当ての必要がでてくる。</p> <p>⑨債務負担行為設定が不可能なため、長期契約を前提とした他の民間活力活用事業形態との併用が困難。</p>

## 2. 公営ガス事業民営化実施状況

### (1) 民営化手法の実施状況

民営化手法				実施状況
供給設備 製造施設 営業権の売却	事業譲渡 方式	契 約 方 法 ※	競争契約	中津市、山形県
			随意契約	西川町、篠山市、城崎町、佐賀市、 能代市、天理市、秋田市、三木市、 千歳市
			随意契約 (プロポーザル方式)	公募型 指名型
組織の民営化	株式会社化方式		実績なし	
	地方独立行政法人		実績なし	
事業の民間委託	フランチャイズ方式		実績なし	
	業務委託運営方式		実績なし	

#### ※契約方法概要

【競争契約】入札などの方法で多数者を競争させ、最も有利な内容をもつ者を相手方として結ぶ契約方法。  
一般競争契約と指名競争契約とがある。

【随意契約】入札などの競争の方法によらず、適当と思われる相手方と結ぶ契約方法。

#### (プロポーザル方式)

技術力や経験、プロジェクトに望む体制など含めた提案により、公正に評価して決定し  
締結する。公募型とプロジェクトの内容に適した者を指名して提案を募る指名型がある。

(2) 事業譲渡方式による譲渡先

区分		主な譲渡先
既存都市ガス会社 ( <u>大手都市ガス会社</u> ・近隣都市ガス会社)		<u>東京ガス</u> (株)、 <u>大阪ガス</u> (株)、北海道ガス(株)、東部ガス(株) 北陸ガス(株)、蒲原ガス(株)、千葉ガス(株)、越後天然ガス(株)
既存プロパンガス会社		伊藤忠エネクス(株)、伊丹産業(株)
新設都市ガス会社 ※	既存都市ガス会社主体 (大手都市ガス会社)	豊岡エネルギー・篠山都市ガス (大阪ガスグループ) 長野都市ガス (東京ガスグループ)
	エネルギー関係会社主体 (プロパン、資源開発会社他)	佐賀ガス(株)、のしろエネルギーサービス(株)、 庄内中部ガス(株)、白根ガス(株)

※新設都市ガス会社概要 (平成 15 年以降設立分)

譲渡年月	新設都市ガス会社名	概要
H15・4	佐賀ガス(株) (佐賀県佐賀市)	佐賀に関連深い大手エネルギー関連事業者である三愛石油、地元 LP 事業者数社、地銀で設立。その後、三愛石油がパイプラインを敷設し、佐賀ガスへ天然ガスの卸供給している。 本年 4 月から供給約款分平均ガス料金単価が約 23% 値上げ。
H16・4	白根ガス(株) (新潟県白根市)	ガス卸供給元であった石油資源開発(株)が白根ガスを設立。また、平成 17 年 6 月には近隣の燕市のガス事業譲渡を受ける。
H16・4	篠山都市ガス(株) (兵庫県篠山市)	大阪ガスと伊丹産業が共同で篠山都市ガスを設立。伊丹産業の主要事業はプロパン会社ではあるが、平成 13 年 7 月に西脇市からガス事業譲渡を受け、都市ガス事業の実績があった。 ※別紙「久留米市ガス事業検討委員会資料－現地調査報告－」参照
H16・10	豊岡エネルギー(株) (兵庫県城崎町)	大阪ガスが事業譲渡を受け、豊岡エネルギーを設立。
H17・4	長野都市ガス(株) (長野県長野市)	東京ガス、上田ガス、帝国石油がグループで長野都市ガスを設立。長野都市ガスには事業譲渡に伴い資本金の 8% を長野県が出資している。帝国石油は、譲渡前からパイプラインで天然ガスの卸供給している。 ※ 別紙「久留米市ガス事業検討委員会資料－現地調査報告－」参照

各社実施状況は、別紙「久留米市ガス事業検討委員会資料－譲渡方法・譲渡先決定の状況」のとおり



(3) 事業譲渡-プロポーザル方式-基本条件

事業譲渡	概要	基本条件				
<p>四街道市 ↓ 千葉ガス(株)</p>	<p>【譲渡資産】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土地及びガスホルダー、導管、ガスメーターなどガスを供給するために必要な設備など</li> </ul> <p>【応募資格】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本条件などを満たしている東京ガス(株)と千葉ガス(株)を指名</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ガス事業の公益性を認識し、事業に精通した者であること</li> <li>2. 将来にわたって安定した経営基盤により、安全・安定供給が可能であること</li> <li>3. 高い保安体制と需要家サービスが充実していること</li> <li>4. 料金は等分の間、現行の水準を上回らないこと</li> <li>5. 指定工事店に対し、積極的な支援が可能であること</li> <li>6. 計画的施設設備及び都市ガスの普及促進が図られること</li> </ol> <p>※追加要因検討事項</p> <table border="0"> <tr> <td>1.地震災害時の対応</td> <td>2.市民への利便性</td> </tr> <tr> <td>3.均一な市民へのサービス</td> <td>4.市への貢献度</td> </tr> </table>	1.地震災害時の対応	2.市民への利便性	3.均一な市民へのサービス	4.市への貢献度
1.地震災害時の対応	2.市民への利便性					
3.均一な市民へのサービス	4.市への貢献度					
<p>越前市 ↓ 敦賀ガス(株) 関西電力(株) グループ ※H18.6 譲渡予定</p>	<p>【譲渡資産】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般ガス事業及び簡易ガス事業の全部</li> </ul> <p>※ 流動資産、固定資産</p> <p>【譲渡価格】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>流動資産を除く資産譲渡価格は、24億円を下らない額とする。</li> <li>流動資産譲渡価格は、譲渡日価格で精算。</li> </ul> <p>【募集資格】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>応募者又はグループの構成員のいずれかに、一般ガス事業又は簡易ガス事業の事業実績があること。また、市内の企業が参加していることなど</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保安体制に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の円滑な譲り受けと、安全で安定したガスの供給維持が可能であること</li> <li>・ 製造供給設備及び需要家の保安体制が現行水準を下回らないこと</li> <li>・ 計画的施設整備を継承すること</li> </ul> </li> <li>2. 需要家の利益保護に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公益事業者として健全な事業運営を維持できるとした経営基盤を有すること</li> <li>・ ガス料金が、当分の間現行料金を上回らないこと（不測の場合を除く）</li> <li>・ 需要家の利便性が保たれること</li> </ul> </li> <li>3. 経営に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営業開発の実績を有し、ガスの新しい利用形態の普及に取り組むこと</li> <li>・ 環境保護への積極的及び継続的な取り組みを行うこと</li> <li>・ 新会社の設立又は支店等の設置に当たっては、その所在地は市内とすること</li> </ul> </li> </ol>				
<p>北見市 ↓ 北海道ガス(株)</p>	<p>【譲渡資産】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>固定資産</li> </ul> <p>※ ガス工場用地については有償貸与</p> <p>【譲渡価格】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>固定資産、流動資産などを勘案し、双方で協議し決定</li> </ul> <p>【募集資格】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>応募者又はグループの構成員のいずれかに、一般ガス事業又は簡易ガス事業の事業実績があることなど。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ガス事業の公益性を認識し、将来にわたって安定した経営基盤により安全・安定供給が可能であること</li> <li>2. 事業活動を通じて、住みよい、豊かな地域・社会づくりに貢献し、地域産業の活性化、雇用の創出等を図れること</li> <li>3. 顧客の利益保護のため、安定供給及び保安体制が現行水準を下回らないこと</li> <li>4. 熱量変更を行う道内ガス事業者間で締結された「熱量変更作業共同化協定書」の趣旨を尊重し、天然ガス転換事業を推進すること</li> </ol> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 譲渡後の瑕疵担保責任は、負わない</li> <li>・ 市道道路占用料を譲渡後5年間減免</li> <li>・ 3年程度、指定業者への配慮することを要望</li> </ul>				

<p>長野県 ↓ 東京ガス(株) グループ</p>	<p>「久留米市ガス事業検討委員会資料－現地調査報告（長野県企業局）－」に記載</p>
---------------------------------------	---